

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
一般会計等	一般会計	1,567,864	1,787,713	1,307,584	1,412,687	1,628,060	
	土地区画整理特別会計	101,572	29,001	83,531	160,865	255,812	
	土地区画整理事業清算特別会計	5,588	5,000	4,121	3,593	3,282	
	公債償還特別会計	0	0	0	0	0	
	住宅新築資金等貸付特別会計	312,917	211,909	214,954	222,969	232,300	
	土地取得特別会計	0	0	0	0	0	
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	731,552	570,136	753,632	840,685	573,941	
	臨海部産業用地貸付特別会計	0	0	0	0	0	
	合計(1)	2,719,493	2,603,759	2,363,822	2,640,799	2,693,395	
標準財政規模		246,959,896	250,158,271	249,546,359	250,008,098	249,476,682	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(1.10%)	(1.04%)	(0.94%)	(1.05%)	(1.07%)	
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	590,679	1,012,527	866,993	1,130,345	963,280	
	競輪、競艇特別会計	1,329,451	1,212,413	859,346	748,969	459,779	
	老人保健医療特別会計	74,482	-	-	-	-	
	駐車場特別会計	105,400	74,255	85,595	81,870	112,898	
	介護保険特別会計	605,323	968,207	1,722,714	2,070,146	2,802,160	
	後期高齢者医療特別会計	396,361	356,531	677,260	776,568	878,446	
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
会計名(公営企業会計)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	上水道事業会計	5,101,381	5,328,384	5,084,129	4,790,783	5,053,471
		工業用水道事業会計	1,440,269	1,483,319	1,500,449	1,707,326	1,740,929
		交通事業会計	1,627,148	1,633,069	1,650,160	1,716,674	1,643,248
		病院事業会計	▲756,435	1,011,828	2,401,562	3,536,520	4,279,863
		下水道事業会計	3,053,307	2,827,795	2,797,035	2,971,127	2,882,714
法非適用企業	宅地造成事業以外	食肉センター特別会計	86,275	72,031	50,675	29,974	47,987
		簡易水道事業特別会計	26,680	-	-	-	-
		卸売市場特別会計	130,000	134,485	105,495	125,809	179,099
		渡船特別会計	60,709	66,630	49,262	49,052	49,516
		国民宿舎特別会計	27,294	23,101	0	-	-
		廃棄物発電特別会計	860,557	728,795	1,263,976	2,216,369	2,785,015
		漁業集落排水特別会計	4,651	4,887	3,404	6,281	11,288
	市民太陽光発電所特別会計	-	-	10,350	28,528	90,993	
	宅地造成事業	港湾整備特別会計	0	0	0	0	0
		産業用地整備特別会計	0	0	0	0	0
		空港関連用地整備特別会計	108,619	106,097	114,416	114,067	113,996
		学術研究都市土地区画整理特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		17,591,644	19,648,113	21,606,643	24,741,207	26,788,077	
標準財政規模		246,959,896	250,158,271	249,546,359	250,008,098	249,476,682	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(7.12%)	(7.85%)	(8.65%)	(9.89%)	(10.73%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	4,082,236	8,631,311	8,939,604	9,266,715	7,403,285
	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
	管崎土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
	伊都土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
	香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	0
	市債管理特別会計	0	0	0	0	0
	市立病院機構病院事業債管理特別会計	0	0	0	0	0
	合計(1)	4,082,236	8,631,311	8,939,604	9,266,715	7,403,285
標準財政規模		339,940,315	348,082,863	348,521,765	354,068,945	355,236,154
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.20%)	(2.47%)	(2.56%)	(2.61%)	(2.08%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	後期高齢者医療特別会計	79,264	110,326	100,850	93,325	104,775
	国民健康保険事業特別会計	▲ 463,066	1,671,645	1,669,549	1,063,436	182,881
	老人保健医療特別会計	0	-	-	-	-
	介護保険事業特別会計	403,616	318,336	889,286	647,571	857,964
	駐車場特別会計	0	0	0	0	0
	市営競艇事業特別会計	120,902	557,926	836,281	464,053	637,711
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会計名(公営企業会計)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	宅地造成事業以外	4,473,910	6,399,485	8,185,370	10,480,370	11,774,030
	水道事業会計	7,677,483	7,916,802	8,065,660	9,232,707	7,806,424
	工業用水道事業会計	163,314	96,531	124,774	131,801	152,333
	高速鉄道事業会計	0	0	0	0	0
法非適用企業	宅地造成事業以外	0	0	0	0	0
	中央卸売市場特別会計	18,460	27,589	10,702	0	0
	市営渡船事業特別会計	0	0	0	0	0
	港湾整備事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		16,556,119	25,729,951	28,822,076	31,379,978	28,919,403
標準財政規模		339,940,315	348,082,863	348,521,765	354,068,945	355,236,154
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.87%)	(7.39%)	(8.26%)	(8.86%)	(8.14%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	470,900	728,098	1,432,294	1,231,234	460,880
	土地区画整理事業	0	0	0	-	-
	住宅新築資金等貸付事業	0	0	-	-	-
	病院事業債管理特別会計	0	0	0	0	0
	財産区特別会計	0	-	-	0	0
	合計(1)	470,900	728,098	1,432,294	1,231,234	460,880
標準財政規模		28,305,865	28,219,083	28,309,100	27,660,284	28,048,120
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.66%)	(2.58%)	(5.05%)	(4.45%)	(1.64%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	3,466	25,261	5,464	3,961	6,345
	介護保険事業	54,320	2,481	4,849	36,624	3,561
	後期高齢者医療事業	30,759	30,254	41,381	32,592	37,478
	老人保健医療事業	0	-	-	-	-
	合計	88,545	68,000	51,694	73,177	47,384
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	1,022,164	1,271,905	1,440,535	1,483,191	1,606,765
	下水道事業会計	72,297	88,704	100,369	30,275	211,638
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		1,653,906	2,146,703	3,024,892	2,817,877	2,326,667
標準財政規模		28,305,865	28,219,083	28,309,100	27,660,284	28,048,120
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.84%)	(7.60%)	(10.68%)	(10.18%)	(8.29%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	972,591	1,030,807	1,051,888	1,233,116	901,654
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	61,742	65,561	59,779	54,239	77,071
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	27,482	34,166	54,153	91,097	103,510
合計 (1)		1,061,815	1,130,534	1,165,820	1,378,452	1,082,235
標準財政規模		65,790,799	66,916,553	67,158,353	68,413,439	68,808,951
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(1.61%)	(1.68%)	(1.73%)	(2.01%)	(1.57%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	218,763	425,184	160,080	17,233	28,515
	介護保険事業特別会計	221,973	37,838	217,741	321,691	406,631
	後期高齢者医療事業特別会計	70,941	84,228	109,050	79,175	98,360
	老人保健事業特別会計	0	-	-	-	-
	市営駐車場事業特別会計	3,456	3,367	3,259	3,147	8,305
	競輪事業特別会計	423,155	582,270	587,053	538,927	528,118
会計名(公営企業会計)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	3,015,788	3,061,712	2,734,288	3,212,420	3,837,979
	下水道事業会計	-	-	-	-	1,186,423
法非適用企業	簡易水道事業	74	71	140	327	222
	下水道事業	119,650	92,103	80,023	310,257	-
	農業集落排水事業	23,505	23,116	21,959	22,590	22,960
	特定地域生活排水処理事業	2,265	10,741	10,800	12,617	12,846
	中央卸売市場事業	17,691	14,856	33,706	11,207	11,639
	地方卸売市場事業	10,728	13,410	10,582	12,477	11,202
合計 (2)		5,189,804	5,479,430	5,134,501	5,920,520	7,235,435
標準財政規模		65,790,799	66,916,553	67,158,353	68,413,439	68,808,951
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.88%)	(8.18%)	(7.64%)	(8.65%)	(10.51%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	463,954	637,563	496,397	339,118	116,031
	同和地区住宅資金貸付事業特別会計	297	198	314	222	883
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		464,251	637,761	496,711	339,340	116,914
標準財政規模		12,825,331	12,830,050	12,862,902	13,046,267	12,996,898
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.61%)	(4.97%)	(3.86%)	(2.60%)	(0.89%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	44,050	▲ 66,184	▲ 61,574	▲ 179,281	▲ 94,306
	介護保険特別会計 (保険事業勘定)	22,269	10,102	36,909	45,794	23,380
	介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定)	5,846	7,863	7,948	7,498	9,213
	後期高齢者医療特別会計	13,518	16,312	20,162	19,016	23,275
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	1,570,134	1,596,711	1,565,637	1,646,641	1,699,182
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	502	499	1,071	389	515
	農業集落排水事業特別会計	480	443	598	360	267
宅地造成事業	上頓野産業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
合計 (2)		2,121,050	2,203,507	2,067,462	1,879,757	1,778,440
標準財政規模		12,825,331	12,830,050	12,862,902	13,046,267	12,996,898
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(16.53%)	(17.17%)	(16.07%)	(14.40%)	(13.68%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

## ◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	1,574,271	1,506,387	1,677,628	1,584,561	1,925,102
	学校給食事業特別会計	24,749	24,895	28,753	61,893	2,096
	住宅新築資金等貸付特別会計	4,929	429	7,165	4,421	5,813
	汚水処理事業特別会計	1,551	724	780	292	2,477
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		1,605,500	1,532,435	1,714,326	1,651,167	1,935,488
標準財政規模		32,842,970	32,710,141	32,710,657	32,748,190	33,128,308
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.88%)	(4.68%)	(5.24%)	(5.04%)	(5.84%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	275,059	47,453	75,454	308,243	297,937
	介護保険特別会計保険事業勘定	56,267	11,580	10,568	71,267	70,278
	介護保険特別会計介護サービス事業勘定	139	101	124	155	106
	後期高齢者医療特別会計	29,634	32,433	42,582	39,718	42,354
	老人保健特別会計	283	-	-	-	-
	介護サービス事業特別会計	3,535	4,591	2,293	30	3,883
	駐車場事業特別会計	184	157	101	3,068	812
	小型自動車競走事業特別会計	▲ 620,261	▲ 745,199	▲ 987,125	▲ 1,404,612	▲ 1,792,108
合計(2)		3,487,019	3,069,955	3,165,805	3,128,750	2,977,833
標準財政規模		32,842,970	32,710,141	32,710,657	32,748,190	33,128,308
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.61%)	(9.38%)	(9.67%)	(9.55%)	(8.98%)
会計名(公営企業会計)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	水道事業会計	1,540,475	1,610,879	1,718,663	1,843,266	1,719,822
	産炭地域小水系用水道事業会計	1,751	3,477	11,262	4,386	5,132
	飯塚市立病院事業会計	1,723	2,277	2,764	3,281	3,630
法非適用企業	宅地造成事業					
	下水道事業会計	592,464	569,551	574,555	608,606	689,991
	地方卸売市場事業特別会計	168	138	158	85	430
	農業集落排水事業特別会計	98	82	80	90	78
宅地造成事業	工業用地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		3,487,019	3,069,955	3,165,805	3,128,750	2,977,833
標準財政規模		32,842,970	32,710,141	32,710,657	32,748,190	33,128,308
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.61%)	(9.38%)	(9.67%)	(9.55%)	(8.98%)

## ○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	474,955	857,908	531,574	536,846	598,412
	急患医療特別会計	33,605	33,035	28,576	28,888	33,953
	住宅新築資金等貸付特別会計	64,491	58,339	68,597	55,389	37,442
	田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金特別会計	0	493	16	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		573,051	949,775	628,763	621,123	669,807
標準財政規模		13,099,230	13,040,755	12,878,379	12,919,206	12,918,587
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.37%)	(7.28%)	(4.88%)	(4.80%)	(5.18%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	150,586	85,671	99,808	19,353	15,296
	後期高齢者医療特別会計	4,438	5,097	4,531	7,009	10,130
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	682,197	552,182	525,059	489,479	455,486
	病院事業会計	▲ 158	232,621	538,747	574,040	761,030
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		1,410,114	1,825,346	1,796,908	1,711,004	1,911,749
標準財政規模		13,099,230	13,040,755	12,878,379	12,919,206	12,918,587
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.76%)	(13.99%)	(13.95%)	(13.24%)	(14.79%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	835,992	1,209,861	946,911	1,281,103	994,146
	住宅新築資金等特別会計	3,140	3,467	3,250	3,161	2,729
	公共用地先行取得等特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		839,132	1,213,328	950,161	1,284,264	996,875
標準財政規模		17,130,412	17,035,288	16,809,940	16,883,129	16,807,502
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.89%)	(7.12%)	(5.65%)	(7.60%)	(5.93%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	8,907	9,132	105,276	3,478	3,419
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	2,512	4,622	5,144	4,326	3,417
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	1,329,384	1,430,618	1,538,782	1,760,357	1,992,227
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	下水道事業特別会計	92,674	77,237	49,136	44,091	63,397
合計 (2)		2,272,609	2,734,937	2,648,499	3,096,516	3,059,335
標準財政規模		17,130,412	17,035,288	16,809,940	16,883,129	16,807,502
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(13.26%)	(16.05%)	(15.75%)	(18.34%)	(18.20%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	1,698,159	1,638,697	1,122,701	955,823	600,484
	住宅新築資金等貸付事業費特別会計	▲ 145,655	▲ 144,886	▲ 144,882	▲ 129,035	▲ 113,379
	矢部診療所特別会計	6,894	10,493	6,030	6,072	11,418
	一般会計等に属する特別会計					
	合計(1)	1,559,398	1,504,304	983,849	832,860	498,523
標準財政規模		22,790,351	22,274,125	21,688,568	21,450,592	21,206,548
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.84%)	(6.75%)	(4.53%)	(3.88%)	(2.35%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業費特別会計	▲ 137,584	51,151	3,329	1,625	▲ 103,684
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
	介護保険事業費特別会計	259,901	131,634	196,064	109,616	120,218
	後期高齢者医療特別会計	14,430	13,834	18,666	16,460	19,105
	合計	137,835	175,619	218,059	127,501	120,629
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	995,572	1,095,687	1,151,080	1,295,103	1,435,594
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	簡易水道事業費特別会計	12,089	11,627	16,486	17,392	11,677
	下水道事業特別会計	18,645	15,172	17,246	18,697	16,755
	農業集落排水事業特別会計	2,312	2,734	3,863	3,897	2,630
	宅地造成事業以外					
宅地造成事業						
合計(2)		2,724,763	2,826,143	2,390,583	2,295,650	2,000,818
標準財政規模		22,790,351	22,274,125	21,688,568	21,450,592	21,206,548
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(11.95%)	(12.68%)	(11.02%)	(10.70%)	(9.43%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	581,640	949,345	1,221,864	825,726	715,387
	住宅新築資金等貸付特別会計	▲ 58,858	▲ 57,940	▲ 55,959	▲ 53,593	▲ 51,859
	地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		522,782	891,405	1,165,905	772,133	663,528
標準財政規模		9,964,288	10,113,291	10,104,435	10,167,948	10,130,213
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.24%)	(8.81%)	(11.53%)	(7.59%)	(6.54%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	37,128	31,674	58,507	2,254	▲ 81,570
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	39,432	23,459	87,696	91,617	84,938
	介護保険特別会計(地域包括支援センター事業勘定)	6,481	6,496	6,329	6,392	6,477
	後期高齢者医療特別会計	13,828	17,155	20,438	27,879	33,781
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
合計 (2)		5,182,866	2,644,766	3,022,108	2,819,414	2,850,235
標準財政規模		9,964,288	10,113,291	10,104,435	10,167,948	10,130,213
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(52.01%)	(26.15%)	(29.90%)	(27.72%)	(28.13%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
水道事業会計		1,805,080	1,672,721	1,681,229	1,916,993	2,141,173
病院事業会計		2,754,757	-	-	-	-
下水道事業特別会計		3,378	1,856	2,004	2,146	1,908

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	724,580	952,420	774,616	562,750	314,362
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		724,580	952,420	774,616	562,750	314,362
標準財政規模		8,117,671	8,025,444	7,932,643	7,984,768	7,974,652
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(8.92%)	(11.86%)	(9.76%)	(7.04%)	(3.94%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	30,936	22,189	▲ 156,135	▲ 114,264	▲ 147,139
	介護保険事業	38,634	11,418	27,272	39,415	69,411
	後期高齢者医療事業	1,710	1,330	2,558	10,556	11,087
	老人保健医療事業	0	-	-	-	-
	介護サービス事業	0	0	0	0	0
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	上水道事業	1,205,757	1,232,751	1,216,278	1,169,151	1,163,709
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	下水道事業	212	3	0	4,075	17
合計 (2)		2,001,829	2,220,111	1,864,589	1,671,683	1,411,447
標準財政規模		8,117,671	8,025,444	7,932,643	7,984,768	7,974,652
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(24.66%)	(27.66%)	(23.50%)	(20.93%)	(17.69%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	266,762	267,812	374,741	662,186	471,251
	住宅新築資金等貸付事業会計	23,042	14,663	11,184	52,166	37,379
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		289,804	282,475	385,925	714,352	508,630
標準財政規模		13,272,159	13,260,481	13,514,256	13,599,941	13,507,721
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.18%)	(2.13%)	(2.85%)	(5.25%)	(3.76%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 927,789	▲ 1,003,900	▲ 1,024,611	▲ 986,731	▲ 1,062,208
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
	介護認定特別会計	1,969	1,789	3,130	2,632	2,034
	介護保険(保険事業勘定)会計	85,690	3,780	65,188	83,925	68,757
	介護保険(サービス事業勘定)会計	558	1,410	0	-	-
	後期高齢者医療特別会計	13,169	10,987	16,155	5,936	6,500
合計 (2)		508,143	474,750	609,454	1,060,780	1,148,363
標準財政規模		13,272,159	13,260,481	13,514,256	13,599,941	13,507,721
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.82%)	(3.58%)	(4.50%)	(7.79%)	(8.50%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	962,376	1,129,072	1,109,058	1,202,591	1,382,581
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	公共下水道事業会計	79,838	46,127	50,954	33,680	237,857
	地方卸売市場会計	1,995	524	1,159	441	1,325
	農業集落排水事業会計	533	2,486	2,496	3,954	2,887
合計 (2)		508,143	474,750	609,454	1,060,780	1,148,363
標準財政規模		13,272,159	13,260,481	13,514,256	13,599,941	13,507,721
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.82%)	(3.58%)	(4.50%)	(7.79%)	(8.50%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
一般会計等	一般会計	160,995	216,665	123,364	131,303	68,838	
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 33,688	▲ 32,309	▲ 31,237	▲ 28,565	▲ 26,159	
	公共用地先行取得事業特別会計	0	-	-	-	-	
	市営駐車場事業特別会計	1,868	1,912	2,494	994	3,794	
	バス事業特別会計	0	0	0	0	0	
	合計(1)	129,175	186,268	94,621	103,732	46,473	
標準財政規模		6,930,543	6,953,326	6,855,775	6,873,969	6,801,940	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(1.86%)	(2.67%)	(1.38%)	(1.50%)	(0.68%)	
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	285,717	319,849	269,445	74,729	5,926	
	後期高齢者医療事業特別会計	10,142	11,817	14,677	12,806	14,848	
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-	
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	146,232	142,496	178,759	195,052	211,464
		東部地区工業用水道事業会計	51,895	57,717	62,165	55,068	58,505
		公共下水道事業特別会計	209,227	266,485	-	-	-
		農業集落排水施設事業特別会計	15,460	20,415	-	-	-
		下水道事業特別会計	-	-	316,304	345,743	382,269
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
合計(2)		847,848	1,005,047	935,971	787,130	719,485	
標準財政規模		6,930,543	6,953,326	6,855,775	6,873,969	6,801,940	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(12.23%)	(14.45%)	(13.65%)	(11.45%)	(10.57%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	672,673	719,758	766,036	807,420	440,198
	公共用地先行取得特別会計	0	0	0	0	0
	住宅新築資金等特別会計	▲ 601,977	▲ 580,870	▲ 563,746	▲ 504,839	▲ 419,615
	地域下水道事業特別会計	5,756	2,942	205	1,197	1,149
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		76,452	141,830	202,495	303,778	21,732
標準財政規模		9,590,562	9,455,006	9,655,782	9,701,553	9,689,711
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(0.79%)	(1.50%)	(2.09%)	(3.13%)	(0.22%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	特別会計国民健康保険事業	▲ 933,902	▲ 1,121,096	▲ 1,109,041	▲ 1,250,832	▲ 1,246,613
	介護保険事業特別会計	59,765	20,676	14,009	30,656	62,408
	後期高齢者医療事業特別会計	486	1,142	15,226	14,197	16,645
	老人保健事業特別会計	2,744	-	-	-	-
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業	1,476,116	1,614,610	1,636,314	1,690,873	1,722,631
	病院事業	60,939	29,756	60,449	69,953	85,545
法非適用企業	公共下水道事業	2,727	2,293	4,554	7,914	4,124
合計 (2)		745,327	689,211	824,006	866,539	666,472
標準財政規模		9,590,562	9,455,006	9,655,782	9,701,553	9,689,711
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.77%)	(7.28%)	(8.53%)	(8.93%)	(6.87%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	608,109	808,665	740,999	938,848	870,519
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	9,235	9,299	8,946	9,343	9,574
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		617,344	817,964	749,945	948,191	880,093
標準財政規模		11,342,128	11,421,016	11,438,645	11,447,225	11,363,984
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.44%)	(7.16%)	(6.55%)	(8.28%)	(7.74%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 445,962	▲ 738,454	▲ 717,155	▲ 791,755	▲ 822,626
	老人保健事業	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	16,356	17,227	21,163	20,871	24,117
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	14,960	19,627	16,211	17,192	23,128
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	6,128	9,632	11,459	12,464	15,039
合計 (2)		210,083	126,980	82,503	207,587	120,223
標準財政規模		11,342,128	11,421,016	11,438,645	11,447,225	11,363,984
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(1.85%)	(1.11%)	(0.72%)	(1.81%)	(1.05%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外	1,257	984	880	624	472
	宅地造成事業					
	工業団地整備事業特別会計	-	-	0	0	0

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	794,874	423,156	849,928	626,175	651,286
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	7,271	4,482	256	14,584	5,175
	奨学資金貸与事業特別会計	0	825	0	0	0
	土地取得事業特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		802,145	428,463	850,184	640,759	656,461
標準財政規模		18,009,399	18,184,732	18,498,480	18,749,643	18,741,942
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.45%)	(2.35%)	(4.59%)	(3.41%)	(3.50%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	160,992	148,459	231,945	128,010	202,541
	介護保険事業特別会計	47,199	51,724	82,491	115,855	116,777
	後期高齢者医療事業特別会計	26,853	31,156	37,641	35,898	42,925
	老人保健事業特別会計	51	-	-	-	-
合計 (2)		4,440,593	4,158,796	4,822,937	4,389,264	4,307,844
標準財政規模		18,009,399	18,184,732	18,498,480	18,749,643	18,741,942
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(24.65%)	(22.86%)	(26.07%)	(23.40%)	(22.98%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		4,440,593	4,158,796	4,822,937	4,389,264	4,307,844
標準財政規模		18,009,399	18,184,732	18,498,480	18,749,643	18,741,942
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(24.65%)	(22.86%)	(26.07%)	(23.40%)	(22.98%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	466,618	716,266	907,718	890,030	648,496
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		466,618	716,266	907,718	890,030	648,496
標準財政規模		17,714,662	17,934,790	18,155,909	18,299,308	18,432,059
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.63%)	(3.99%)	(4.99%)	(4.86%)	(3.51%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	445,117	445,240	501,549	297,254	633,309
	老人保健医療事業特別会計	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療事業特別会計	43,514	46,852	55,191	56,735	65,829
	介護保険事業特別会計	56,122	42,810	103,439	94,531	91,921
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		1,512,132	1,804,627	2,176,419	2,036,751	2,224,561
標準財政規模		17,714,662	17,934,790	18,155,909	18,299,308	18,432,059
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(8.53%)	(10.06%)	(11.98%)	(11.13%)	(12.06%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	697,454	585,208	628,998	563,763	676,519
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		697,454	585,208	628,998	563,763	676,519
標準財政規模		17,158,777	17,556,827	17,715,261	18,002,137	17,957,687
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.06%)	(3.33%)	(3.55%)	(3.13%)	(3.76%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	59,257	32,590	32,804	47,361	74,855
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	49,812	49,730	65,891	92,378	86,804
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	11,076	14,995	10,304	10,017	12,839
	後期高齢者医療特別会計	957	2,406	7,362	▲ 3,345	▲ 2,166
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	-	-	-	0	0
合計 (2)		3,949,556	4,031,528	4,183,614	4,080,153	4,172,232
標準財政規模		17,158,777	17,556,827	17,715,261	18,002,137	17,957,687
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(23.01%)	(22.96%)	(23.61%)	(22.66%)	(23.23%)
会計名(公営企業会計)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		3,949,556	4,031,528	4,183,614	4,080,153	4,172,232
標準財政規模		17,158,777	17,556,827	17,715,261	18,002,137	17,957,687
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(23.01%)	(22.96%)	(23.61%)	(22.66%)	(23.23%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	1,051,188	705,290	476,069	354,747	393,516
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	4,597	5,096	4,902	5,240	2,766
	赤間駅北口整備事業特別会計	0	0	-	-	-
合計(1)		1,055,785	710,386	480,971	359,987	396,282
標準財政規模		19,337,928	19,429,221	19,416,901	19,709,158	19,507,010
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.45%)	(3.65%)	(2.47%)	(1.82%)	(2.03%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	66,503	162,209	111,355	202,596	262,009
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	693	232	736	837	760
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	31,866	34,315	41,888	38,724	45,819
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	59,190	23,763	53,299	38,042	35,030
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	1,595	2,187	2,844	5,734	3,997
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会計名(公営企業会計)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	渡船事業特別会計	1,375	66	0	0	0
	特定環境保全等下水道事業特別会計	284	370	0	-	-
	漁業集落排水処理施設事業特別会計	-	-	-	94	123
合計(2)		1,971,006	1,789,942	1,682,565	1,519,779	1,623,787
標準財政規模		19,337,928	19,429,221	19,416,901	19,709,158	19,507,010
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.19%)	(9.21%)	(8.66%)	(7.71%)	(8.32%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	895,198	1,062,405	991,484	800,334	555,314
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	2,797	4,275	441	719	3,009
	筑業地区障害支援区分等審査会事業特別会計	0	-	-	-	0
合計(1)		897,995	1,066,680	991,925	801,053	558,323
標準財政規模		12,198,349	12,415,341	12,367,282	12,532,537	12,621,636
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.36%)	(8.59%)	(8.02%)	(6.39%)	(4.42%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 318,789	▲ 502,807	▲ 664,123	▲ 882,980	▲ 1,056,382
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	17,052	21,591	2,966	36,868	30,163
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	5,036	4,887	7,053	12,142	13,878
	後期高齢者医療特別会計	41,150	45,445	50,677	50,236	68,905
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
合計(2)		3,775,074	3,780,653	3,349,996	3,083,492	2,522,555
標準財政規模		12,198,349	12,415,341	12,367,282	12,532,537	12,621,636
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(30.94%)	(30.45%)	(27.08%)	(24.60%)	(19.98%)
会計名(公営企業会計)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	2,280,965	2,232,545	2,028,516	2,085,187	2,070,994
	下水道事業会計	851,665	912,312	932,982	980,986	836,674
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
資金不足比率の算定範囲		3,775,074	3,780,653	3,349,996	3,083,492	2,522,555
標準財政規模		12,198,349	12,415,341	12,367,282	12,532,537	12,621,636
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(30.94%)	(30.45%)	(27.08%)	(24.60%)	(19.98%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	507,612	469,028	757,193	628,795	720,891
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	13,620	9,366	18,956	7,192	6,344
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		521,232	478,394	776,149	635,987	727,235
標準財政規模		11,182,551	11,325,342	11,429,716	11,528,245	11,393,932
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.66%)	(4.22%)	(6.79%)	(5.51%)	(6.38%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	315,823	222,750	118,167	107,746	▲ 17,239
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	3,349	1,505	3,488	1,151	11,867
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	125,938	117,740	150,486	122,666	189,648
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	629	401	2,479	1,999	1,643
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会計名(公営企業会計)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	1,539,686	1,423,662	1,442,110	1,411,552	1,444,696
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	公共下水道事業特別会計	54,642	77,857	45,145	20,434	2,408
	農業集落排水事業特別会計	9,252	7,252	14,397	7,527	3,462
合計(2)		2,570,551	2,329,561	2,552,421	2,309,062	2,363,720
標準財政規模		11,182,551	11,325,342	11,429,716	11,528,245	11,393,932
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(22.98%)	(20.56%)	(22.33%)	(20.02%)	(20.74%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	230,147	540,330	265,114	737,823	549,454
	地域し尿処理施設事業特別会計	11,790	15,934	9,538	12,340	0
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	5,795	6,500	4,143	4,946	6,045
合計 (1)		247,732	562,764	278,795	755,109	555,499
標準財政規模		11,651,909	11,774,158	11,915,603	12,113,493	12,363,302
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.12%)	(4.77%)	(2.33%)	(6.23%)	(4.49%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	8,626	9,501	130,720	123,040	95,360
	老人保健特別会計	1,775	-	-	-	-
	後期高齢者医療事業特別会計	6,700	20,911	25,895	4,819	4,462
	介護保険事業特別会計	21,427	48,021	35,615	26,813	5,549
合計 (2)		291,876	651,982	485,467	926,009	679,382
標準財政規模		11,651,909	11,774,158	11,915,603	12,113,493	12,363,302
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.50%)	(5.53%)	(4.07%)	(7.64%)	(5.49%)

  

会計名 (公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	5,616	10,785	14,442	16,228	18,512
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	595,888	808,149	620,568	492,129	546,668
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	17,261	18,235	18,966	19,436	20,570
	自動車学校特別会計	9,598	2,183	1,944	4,618	3,614
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		622,747	828,567	641,478	516,183	570,852
標準財政規模		9,071,404	9,155,002	9,124,153	9,149,659	9,157,782
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(6.86%)	(9.05%)	(7.03%)	(5.64%)	(6.23%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	8,546	3,870	42,023	8,037	10,314
	老人保健事業特別会計	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療事業特別会計	586	2,414	209	81	775
会計名(公営企業会計)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	11,714	12,927	17,530	152	12,640
	農業集落排水事業特別会計	4,393	2,682	3,114	3,045	3,288
	浄化槽整備事業特別会計	3,168	1,756	2,696	3,127	2,091
	簡易水道事業特別会計	5,354	2,497	2,895	2,542	1,329
	宅地造成事業					
合計 (2)		656,508	854,713	709,945	533,167	601,289
標準財政規模		9,071,404	9,155,002	9,124,153	9,149,659	9,157,782
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.23%)	(9.33%)	(7.78%)	(5.82%)	(6.56%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	649,947	677,196	770,885	911,055	558,705
	住宅新築資金等特別会計	4,291	3,042	4,069	3,109	7,417
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		654,238	680,238	774,954	914,164	566,122
標準財政規模		9,403,788	9,279,313	9,193,383	9,236,136	9,252,449
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(6.95%)	(7.33%)	(8.42%)	(9.89%)	(6.11%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	1,063	▲ 13,537	▲ 134,796	▲ 127,902	▲ 294,618
	後期高齢者医療特別会計	14,567	11,454	6,208	5,897	5,832
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
合計 (2)		815,856	840,538	850,612	1,044,382	486,575
標準財政規模		9,403,788	9,279,313	9,193,383	9,236,136	9,252,449
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(8.67%)	(9.05%)	(9.25%)	(11.30%)	(5.25%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	136,872	154,394	193,251	232,688	203,022
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	589	349	2,567	8,596	67
	公共下水道事業特別会計	8,527	7,640	8,428	10,939	6,150
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	365,657	770,998	289,003	591,186	187,579
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	33,142	13,875	42,605	67,393	77,964
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		398,799	784,873	331,608	658,579	265,543
標準財政規模		14,025,103	13,944,882	13,471,683	13,386,929	13,461,704
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.84%)	(5.62%)	(2.46%)	(4.91%)	(1.97%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 273,763	▲ 316,194	▲ 376,991	▲ 503,700	▲ 503,889
	老人保健事業特別会計	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	13,428	16,061	20,275	20,969	23,103
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	30,821	25,901	26,360	82,576	135,689
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	0	0	0	0	0
合計 (2)		1,021,246	1,455,736	1,059,871	1,411,525	1,430,458
標準財政規模		14,025,103	13,944,882	13,471,683	13,386,929	13,461,704
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.28%)	(10.43%)	(7.86%)	(10.54%)	(10.62%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	851,961	945,095	1,058,619	1,153,101	1,510,012
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計 (2)		1,021,246	1,455,736	1,059,871	1,411,525	1,430,458
標準財政規模		14,025,103	13,944,882	13,471,683	13,386,929	13,461,704
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.28%)	(10.43%)	(7.86%)	(10.54%)	(10.62%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	856,799	854,835	587,505	366,216	202,568
	住宅新築資金等貸付特別会計	▲ 3,136	7,342	867	2,702	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		853,663	862,177	588,372	368,918	202,568
標準財政規模		15,487,309	15,259,273	15,139,029	15,442,376	15,413,488
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.51%)	(5.65%)	(3.88%)	(2.38%)	(1.31%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	▲ 73,164	▲ 314,803	▲ 565,237	▲ 673,797	▲ 673,159
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	110	43	14	109	45
	老人保健特別会計	2,950	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	17,256	18,095	21,935	19,537	24,961
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	17,290	498	39,457	784	9,165
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	4,671	5,012	5,755	7,671	9,156
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会計名(公営企業会計)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	682,942	841,795	893,600	1,025,259	1,048,423
	工業用水道事業会計	519,568	558,626	484,773	508,937	526,588
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	簡易水道特別会計	10	0	0	0	0
	下水道事業特別会計	65	6,610	591	185	0
	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	623	0
	個別排水事業特別会計	0	0	0	0	0
工業用地造成事業特別会計	0	0	0	0	0	
合計 (2)		2,025,361	1,978,053	1,469,260	1,258,226	1,147,747
標準財政規模		15,487,309	15,259,273	15,139,029	15,442,376	15,413,488
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(13.07%)	(12.96%)	(9.70%)	(8.14%)	(7.44%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	869,037	509,117	686,261	994,672	751,591
	用地特別会計	88	88	88	88	88
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		869,125	509,205	686,349	994,760	751,679
標準財政規模		11,337,449	11,166,915	10,826,170	10,838,084	10,771,792
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.66%)	(4.55%)	(6.33%)	(9.17%)	(6.97%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	253,412	122,743	217,046	165,426	175,257
	介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	84,649	52,342	34,416	61,152	48,718
	後期高齢者医療特別会計	1,356	207	2,070	1,655	2,347
	老人保険事業特別会計	0	-	-	-	-
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	6,519	7,691	8,346	6,590	4,339
合計 (2)		1,851,725	1,331,086	1,654,648	1,972,402	1,720,278
標準財政規模		11,337,449	11,166,915	10,826,170	10,838,084	10,771,792
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(16.33%)	(11.91%)	(15.28%)	(18.19%)	(15.97%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	855,109	971,881	976,106	1,275,501	1,074,564
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	11,355	3,161	21,977	10,321	4,238
	救急医療事業特別会計	67,568	64,024	60,897	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
	合計(1)	934,032	1,039,066	1,058,980	1,285,822	1,078,802
標準財政規模		21,141,216	21,076,905	21,021,675	21,114,579	20,716,853
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.41%)	(4.92%)	(5.03%)	(6.08%)	(5.20%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	362,078	652,867	261,014	263,138	▲ 146,720
	老人保健医療特別会計	16,122	-	-	-	-
	介護保険事業特別会計	51,366	1,850	82,140	144,987	103,514
	後期高齢者医療特別会計	23,791	20,792	27,702	26,373	25,628
	合計	433,357	725,509	370,856	434,500	17,182
会計名(公営企業会計)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	2,139,821	2,112,208	2,048,759	2,046,715	2,072,075
	下水道事業会計	1,197,067	1,406,518	1,645,910	1,882,264	1,817,587
	渡船事業特別会計	18,438	22,482	316	12,747	3,522
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		4,742,715	5,255,783	5,124,821	5,662,046	4,954,408
標準財政規模		21,141,216	21,076,905	21,021,675	21,114,579	20,716,853
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(22.43%)	(24.93%)	(24.37%)	(26.81%)	(23.91%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)